

平成27年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成27年11月9日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員			
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	60号	平成27年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	61号	東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	71号	北区小中一貫校設置検討委員会報告書について	了承
4	72号	(仮称)赤羽体育館の指定管理者制度導入について	了承
5	73号	北区青少年委員の推薦依頼について	了承
6	74号	北区スポーツ推進委員の推薦依頼及び公募について	了承
7	75号	障害者スポーツ交流イベントについて	了承
8	76号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成27年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成27年11月9日(月) 13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第60号議案「平成27年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第60号議案をご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますと、今委員長のほうからお話がありましたように、第4回東京都北区議会定例会に提出する議案につきましての意見聴取ということでの議案でございます。

最後のページをお開きください。

教育に関する部分、今回の補正予算につきましては第1表の歳入歳出予算、補正額8,528万ということで、中学校費での補正がございます。こちらの内容につきましては、稲付中学校の仮校舎移転につきまして7,128万円と、また部活動の送迎バスの購入1,400万、合わせまして、お示しの金額となっております。

また、第2表の債務負担行為補正でございます。稲付中学校の仮校舎整備工事ということで、今ご説明いたしました補正を組みます8,528万円をトータルで、後ほど補足説明をさせていただきますが、28年度の分、1億600万円余ということでの限度額の追加でございます。

また2の変更でございますが、なでしこ小学校等複合施設建設工事という事項でございます。こちらにつきましては新校舎の体育館に空調設備を導入することにしたために、3カ年の工事費の総事業費の限度額を1億円増額するという内容でございます。

続きまして、補足説明を担当課長より説明させていただきます。

学校改築施設  
管理課長

委員長

檜垣委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設  
管理課長

それでは、当日机上配付させていただきました資料に沿って、ご説明させていただきます。「補正予算案について」となっている資料でございます。

今回の補正予算ですが、今、説明がありましたとおり、改築2校にかかわる補正予算でございます。

まず1点目としまして、改築校体育館への空調設備の導入についてでございます。既

に新校舎建設のための解体工事に着手してございます、なでしこ小学校の新校舎体育館について、空調設備を導入することとしたため、あらかじめ定めた3カ年の工事費の総事業費の上限額について、1億円を増額するものでございます。

これによりまして、昨年4月に開設した赤羽岩淵中学校以降、新たに改築事業に着手することとしました全校、具体的には、なでしこ小学校、稲付中学校、田端中学校、浮間中学校が今、事業化してございますが、この4校の体育館には、もしくは来年度以降、新たに事業に着手する体育館につきましては、今後空調設備を導入することを基本とさせていただきたいと考えてございます。

2点目は、稲付中学校の仮校舎移転についてでございます。括弧つきの数字で三つに分けて、ご説明させていただきます。

まず、(1)としまして、稲付中学校の仮校舎の整備です。

現在の第三岩淵小学校の施設を稲付中学校が仮校舎として使用するため、中学生の教育内容、体格等に合った必要な整備工事を行うものでございます。工期は第三岩淵小学校の施設があいた平成28年4月から、同校が仮移転する夏休みまでの期間とさせていただきます。総事業費が1億7,800万円余。うち、27年度に要する経費が7,000万余となっております。

工事は4月からでございますが、4月1日から工事に入るために今年度中に契約をするため、今年度の補正予算として計上しているものでございます。

②としまして、改修工事の計画の内容をお示ししてございます。1枚おめくりいただきますと、別紙1となっております、改修工事の計画を、簡単にはございませんが、お示ししてございます。要点についてご説明させていただきます。

赤字で書いてございますが、まずグラウンド整備についてです。左側になってございますが、運動場をできるだけ広くするために、既存の植栽や樹木、遊具等の一切を撤去させていただこうと考えてございます。その部分に全天候型の特殊舗装をして、運動、部活動等の実施を担保させていただこうと思います。

また、敷地の内側に赤い線が引かれているかと思いますが、これが防球ネットでございます。もっと内側に、既存の防球ネットがあるのですが、これも運動場をできるだけ広くするため、また中学生の体格に合って、ボールが外に出ないため、より高い位置に防球ネットを新設するものでございます。この図でいいますと、下のところに青い枠で囲ったところが増築工事の予定箇所となっております、こちらについてはまだ検討を細かくしている最中ではございまして、今回の補正予算には含まれてございません。

裏面をおめくりいただきますと、フロア別の改修計画が載っております。要点だけ、赤い枠で囲わせていただきましたので、ご紹介させていただきます。

まず、右下でございます。普通教室として、教室をできるだけ広く使うため、ランドセル棚等は撤去して、中学生がかばん等をしまえるロッカー、そういったものを整備させていただこうと思っております。

左上のほうへ移らせていただいて、給食調理室につきましては、子どもの数がふえますので、調理能力を上げるために改修させていただきます。

その他、WCとして、トイレが3カ所、赤枠になってございますが、男女共用のトイレになっております。中学生で共用というのはさすがに難しいと考えまして、特に2階と

3階については、一方は男子専用、一方は女子専用ということで、特に人権に配慮した整備とさせていただきます。これにあわせて、洋式化工事も実施させていただくという内容になってございます。

恐れ入ります。1枚目のページにお戻りいただきまして、(1)の③のところです。

増築工事につきましては、上記改修工事とは別に、不足する教室を補うため、敷地内、先ほどのプールがあった場所ですが、8教室程度の規模の校舎を増築する予定でございまして、こちらの増築工事につきましても、28年4月から着手させていただきます。

次に、(2)としまして、稲付中学校の部活動送迎バスの購入でございまして、仮移転期間中に狭小となる校庭や体育館の環境を踏まえまして、部活動が継続して実施できるよう、近隣の区立運動施設等を代替活動場所とさせていただきます。部活動時間と移動時の安全を確保するため、代替活動場所までの移動手段として、マイクロバスを購入するものでございまして、仮移転中の運行を考えてございます。

裏面へ移らせていただいて、予算額は1,400万。1台700万でございまして、購入予定車両でございまして、マイクロバス29人乗りのものを2台購入いたします。

恐れ入りますが、先ほどごらんいただいた図面を、もう1枚おめくりいただきますと、購入車両イメージとしまして、カラーの車両の資料がございまして、メーカーや車種等を指定するところまでは行ってございませませんが、バスの大きさ、規模ということで、ご理解いただければと思います。補助席を入れて、29人乗りのものでございまして、これを2台、購入いたします。

恐れ入ります。また資料の1枚目にお戻りいただいて、裏面のところになります。

③として、部活動送迎バスの運行計画としまして、マイクロバスをどのように使っていくのかというのを、最後の資料、別紙3、部活動別活動場所(調整案)となっているものでございまして、まだ最終的に決まっていますが、この内容で調整しているというふうにご理解いただければと思います。

左に部活動の名前が五つ書いてございまして、野球部、サッカー部、バスケ部、バレー部、バドミントン部が送迎バスを使うという整理をさせていただいてございまして、色がついているところがあるかと思いますが、色がついている枠が、仮校舎から移動するには徒歩ではちょっと難しいだろうということで、バスを想定しているところでございます。縦に見ていただくと、月曜から日曜日まで、同じ色が同じ時間帯で三つ以上つくことがないので、基本的に今の部活動の規模であれば2台あれば足りるだろうという計算で、今回2台とさせていただきます。

簡単にご紹介させていただくと、中央から下で体育館となっているところ、バスケ部、バレー部、バドミントン部ですが、こちらは基本的に教育未来館体育館、それか旧北ノ台小学校の跡につくられました多目的スポーツの体育館、もしくは桐ヶ丘体育館などを使わせていただこうと思っております。体育館を使用する部活動が基本的にはバスを使うということになります。

一方、野球部、サッカー部ですが、上をごらんいただくと、基本的には稲付中もしくは三岩小に最寄りの赤羽自然観察公園の多目的広場を使って、サッカーと野球を実施させていただきます。今までの運動場より格段に広いので、そういう意味で言うと、部活

動の環境としてはよりよくなるというふうに考えてございますが、残念ながら冬の時期は日没をもって閉園してしまう公園になっています。その関係で冬休みだけ、例えば中央公園野球場であったり、それ以外の場所に移動することとなってございまして、そのときに、やはりバスの必要が出てまいります。そのときは、場合によっては二つ以上の部が1台に同乗して移動することも想定してございます。

恐れ入りますが、初めの資料の裏面の最後に戻りまして、④としているところでございます。

西が丘小学校スクールバスとしての活用です。稲付中学校の部活動送迎に使用しない時間帯、主に西が丘小学校の登校時になりますが、稲付中学校新校舎開設までの間ですから2年半、統合後の西が丘小学校児童のスクールバスとして、同車輛を有効活用するべく、運行についての検討を学校適正配置担当課長とあわせて調整させていただいているところでございます。

(3) としまして、生徒、保護者等への周知の予定でございます。

増築校舎の整備場所、整備内容の最終調整が済み次第、改修工事の計画、部活動代替場所等とあわせ、周知を開始いたします。

具体的には2点考えてございます。まずは稲付中学校の新年度就学予定者に、就学通知書に同封して、仮校舎での教育環境にかかわるお知らせを送付させていただきます。それが今月の中旬でございます。

また、稲付中学校の保護者及び再来年4月以降に同校に進学することとなるサブファミリー等の小学校の保護者を対象に、仮移転先にかかわる説明会を実施させていただきます。12月下旬予定となっておりますが、12月19日の土曜日の午後に、稲付中学校の在校生と、サブファミリーの小学生と、その保護者の方、同時に、全く同じ内容で、稲付中学校の体育館でできるように調整しているところでございます。

説明は以上になります。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。いかがでしょうか。

それでは、檜垣からなのですが、マイクロバスの運転手の方の身分といいますか、契約はどのようになるのでしょうか。

学校改築施設  
管理課長

委員長

檜垣委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設  
管理課長

バスの運転、運行につきましては、学校適正配置担当課長、もしくは財政当局とあわせまして、直接、人を雇用して運転させるのか、もしくは運転を代行して委託するのか、そういったことを含めて、安全面と経費の面で、今検討を進めてございます。予算は新年度の予算としてご提案させていただきたいと考えてございます。

檜垣委員長

よろしく願いいたします。

森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	先のことですが、工事が始まったときの工事車輛などの動線というのはどういう形なのでしょうか。どこをどのように使われる予定なのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	お手元の別紙1の地図をごらんいただけますでしょうか。 三岩小の中への工事車輛の侵入ということだと思いますが、今、車輛が入れる場所というのは図の右側、校舎と体育館の間に渡り廊下があるのですが、この門が唯一入れる場所であると思っています。ここを第1候補にしながら、場合によっては、今度は西側になるのですが、道路が当たる部分がありまして、そこを壊してしまっ、そこから直接、校庭に入れるようなルートも検討してございます。いずれにしても、周辺環境への影響もありますので、警察とも協議しながら、限られた時間の工事になりますので、より効率的な工事と安全が確保できる、そのような工事計画で進めたいと思っています。
檜垣委員長	ほかにご質疑、またはご意見ございますか。
嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員。
嶋谷委員	プールのところが増築工事予定になっているのですが、子どもたちのプールはこの場所と考えてよろしいのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	校舎の増築を今あるプールの場所にしてしまいますので、このプール自体は使用できなくなってしまいます。現在の調整状況ですが、最寄りの都立赤羽商業高校に学校が使わない時間帯のコマの譲渡というのをお願いしてございます。稲付中学校がどれだけの

時間帯の枠の確保を望まれるのかという部分との調整になりますが、足りない部分については、近くの区立プールや小学校のプールをとというふうに思っています。

しかし、周りの小学校のプールはいずれも児童が多くなって、プールの空き時間の枠がございません。ですので、基本的には赤小と、区立プールというのは、実は桐ヶ丘プールなのですけれども、周りの環境が、果たして中学生のプールとして適切かどうかという判断もあるのですが、その辺も含めて、調整してまいりたいと考えてございます。

檜垣委員長

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第2、第61号議案「東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第61号議案の説明をさせていただきます。

先ほどは予算でございましたが、今度は条例でございます。

1枚おめくりいただきますと、1ページ、意見聴取の対象になっておりますのが、お示しの4つの条例でございます。

もう1枚おめくりいただいて、3ページ。区のほうの議案番号95号議案ということで、東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例という内容でございます。

もう1枚おめくりいただいて、7ページまでお進みください。

説明欄です。教育に関する事務の一部について、区長が管理し、及び執行するため、この条例案を提出いたしますという説明になっております。ご案内のように、平成19年に教育における地方分権の推進を図るという趣旨で、文化とスポーツの事務を区長が担当できるようになりました。現在、組織改正を検討しております、スポーツの部分につきましては区長部局で事務を行っていただくという内容のものでございます。そちらにあわせまして、こちらの規定の整備、条例の整備を行うというものでございます。

5ページにお戻りいただきますと、こちらは内容でございますが、付則といたしまし

て、28年4月1日からということで、それ以降、例えば北区体育施設条例の一部を次のように改正するというものがございますが、本則中、「委員会」を「区長」に改めるということで、それぞれ「委員会」を「区長」というふうに改めることで、区長がその事務を行うというような形の規定となるものがございます。

以下、6ページの3の北区体育館条例、それから4の北区立北ノ台スポーツ多目的広場条例も、同様の整備とさせていただきます。

それから、5の経過措置でございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、4月1日からの施行となりますが、それ以前の手続関係ですとか、そうしたものがきちんと整合性をとれるように、このところで規定させていただいている内容となっております。

こちらについては、以上でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、9ページの区の議案番号の第100号議案、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

13ページまでお進みください。この条例の改正は折に触れて出てまいります、こちらにつきましては公務災害の補償につきまして、学校医や学校歯科医、また学校薬剤師の方々に対して、東京都の基準に基づいて規定されているという仕組みになっております。東京都の基準が変わると、区のほうの規定を整備するという状況になっております。今回でございますが、地方公務員等共済組合法等の一部改正、こちらはこの10月から被用者年金が一元化、共済年金が厚生年金に一元化されます等のアナウンスがされておりましたが、その改正に伴って、この条例の規定も整備するというものがございます。

そういう趣旨でございます、14ページ以下、それぞれ新旧対照表がございますが、補償等の内容については変更ございません。法律の改正に基づきましての規定の整備という趣旨でございます。

12ページにお戻りいただきまして、付則でございますが、施行期日につきましては、公布の日から施行ということでございます。

また、経過措置等も、整合性がとれるように規定をさせていただきます。

100号議案については、以上でございます。

続きまして、21ページ、第105号議案、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例についてでございます。

28ページにお進みください。説明欄がございます。東京都北区立幼稚園の保育料を改定するため、この条例案を提出しますという内容になっております。

29ページをごらんください。改正後が上段、現行が下段でございます。

上段のほう、保育料第3条、第4条、それぞれ保育料というふうになっておりますが、現行は入園料と保育料ということで、入園料を合わせてとっております関係で、以下、保育料等という内容になっております。こちらを保育料と改正させていただきます。

次のページ以下、それぞれ新旧対照表がございますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。



26ページにお戻りいただきたいと思います。

付則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行いたします。次の、順次経過措置等の規定がございますが、こちらにつきましても補足説明の中で、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、以上でございます。

続きまして、第106号議案、東京都北区立小学校における事故に関する和解について、33ページでございます。

1枚おめくりいただきますと、35ページに、この内容が出ております。こちらにつきましては、東京都北区立小学校における事故に関し、和解するという案件でございます。

事故の概要でございますが、平成24年11月17日、午後1時30分ごろに北区立小学校校内におきまして、当時の同校児童、甲というふうな形になっておりますが、校内音楽会の片づけのため、当時同校児童の乙とともに運搬しておりました、スピーカー内蔵型アンプと床との間に、甲が左手の指先をはさみ、負傷した事故ということでございます。

こちらにつきましては訴訟になっておりまして、最終的な段階で和解したほうがというような勧告等もございまして、こちらの和解の内容というような対応をとらせていただきたいということで、今回の議案となっております。

本件事故に関しまして、東京都北区は、甲に対して本件解決金といたしまして金1,100万円の支払い義務があることを認めて、お示しのとおり支払うということでございます。手数料等は北区の負担。また、甲につきましては、東京都北区に対するその余の請求を放棄する。また、本件事故に関し、この和解条項に定めるもののほか、ほかに何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。訴訟費用は各自の負担とするというようなものでございます。

こちらにつきましては、地方自治法の規定に基づきまして、本議案を提案するというものでございます。

それでは、先ほどの幼稚園条例の一部を改正する条例につきましても補足説明を、担当課長からさせていただきます。

学校支援課長

委員長

檜垣委員長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私のほうから、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例につきまして、お手元にご用意させていただきました参考資料、縦型の用紙と、横型の用紙になっております。本日配付となってしまいましたことを、おわび申し上げます。両方を見ていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、縦型のほうでございます。

1の区立幼稚園保育料改定の背景になります。

1点目は、保育料は応益負担から応能負担の考え方ということで、子ども・子育て

支援新制度が本年度から始まりましたが、保育料につきまして国は、従前は応益負担であったものを、新制度のもとでは応能負担に切りかえるということになっております。

2点目の、幼稚園保育料の変遷でございます。区立幼稚園保育料につきましては、平成4年度に5,000円に値上げしたところでございますが、それ以後、改定は据え置いてきました。一方、都内私立幼稚園の保育料でございますけれども、やはり同じ平成4年度の平均は1万8,000円でございます。これが平成27年度、今年度では平均で月額2万7,000円という形で、私立幼稚園につきましては、この間、9,000円上昇しているという経過でございます。

3点目でございます。他区の区立幼稚園保育料との均衡というところで、北区の保育料は月額5,000円。8月は徴収しておりませんので、実質的には11カ月、年額で5万5,000円になります。これを12カ月で、よその区と同じように割りますと、4,583円、一カ月の保育料となっております。この金額ですが、23区の区立幼稚園保育料の中では低い金額となっております。一番低いのは、江戸川区の3,000円というのがございますが、その後続く低さになっているところでございます。

4点目が、運営経費の中に占めます保護者負担額の割合ということで、区立保育園の運営経費に占める保護者負担額の割合は、およそ10.8%になっております。一方、区立幼稚園の保護者負担額の割合は4.4%ということで、ここはやはり負担の公平といえますか、そういった視点での見直しも必要だろうという背景でございます。

大きな2番です。区立幼稚園保育料見直しの考え方です。

公立幼稚園の保育料の具体的な設定につきましては、それぞれの自治体、区市町村における現行の保育料を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点、また公立施設の役割・意義、そして幼稚園・保育園、また公立・私立間のバランス等を考慮して、設置者、区が財源負担者であるということも踏まえて判断すべきということで、国は示しております。このことから、以下を踏まえまして、区立幼稚園保育料の見直しを行ってまいります。

1点目でございます。保育料の設定に当たっては、国の考え方に準じて、新制度に移行した私立幼稚園、こちらは今、北区では1園ございます。また認定こども園が私立で1園ございます。その保育料を考慮しつつ、保護者の大幅な負担増とならないように配慮するというものです。

2点目が、従来の徴収額、また公立施設としての役割、意義、激変緩和の必要性等を考慮して決めるということにいたします。

3点目でございます。幼稚園児と比較して、保育園児のほうが施設の利用可能な時間が長いことなどを考慮して、保育園保育料と極力、均衡を図っていきたいという考え方でございます。

それでは、恐れ入りますが、A4横の資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正に伴いまして、保護者の負担軽減をとりたいと思っております。

まず1点目でございますが、1番、2番、3番と表がありまして、一番右側が改正後の幼稚園保育料になります。ここの第2階層の第1子保育料、こちらにつきましては、今現在の保育料が真ん中の2番になりますが、ここで500円いただいているところを無料とする。また、第3階層の第1子保育料、ここが今5,000円となっております

が、これを3,600円に引き下げます。

恐れ入ります、A4横の資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

次に、先ほどの保育料を一気に引き上げるのではなくて、平成28年度から平成30年度までの3年間に、段階的に引き上げる経過措置をとらせていただきます。平成28年度、一番左側になりますが、こちらにつきましては極力、27年度から大きく増えないように緩やかに上げて、29年度、30年度という形で引き上げていきたいというふうに考えております。

恐れ入ります。また表のほうにお戻りください。

第2子の保育料でございますが、こちらは第6階層の第2子5,000円となっております。それ以外の第1階層から第5階層につきましては無料というふうにしまして、いわゆる多子世帯軽減を手厚くしていきたいというふうに考えております。

次に、平成27年度在園の幼児につきましては、現在、年中で入っている幼児でございますが、来年もう1年、年長での幼稚園がございますので、この方々につきましては基本的には値上げをしない。逆に、27年度と28年度の保育料を比較していただいて、安い場合はそちらのほうを適用するということとなります。

最後になりますが、住民税算定の際に、みなし寡婦控除を適用したいと思っております。これはいわゆる未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭、いわゆる事実婚というような形になりますが、そういった方も現状では、税法上では寡婦という位置づけにはなっていませんが、これを寡婦控除が適用されるものとみなして、保育料の減額を行ってほしいというような形でございます。

以上のような負担低減を図ってまいりたいというふうに考えております。

4番目の入園料でございます。

先ほど参事からの説明にもございましたが、入園料については徴収しないことといたしたいと思っております。

5の施行期日です。

こちらにつきましては、平成28年4月1日から施行というふうに考えております。

私からは以上でございます。

檜垣委員長

まず、東京都北区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ページにすると7ページになりますが、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員

委員長

檜垣委員長

森岡委員

森岡委員

私のほうからは、どちらかというと、質問というよりもお願いという形になります。どうしても、こういう事務の一部が変わると、窓口の担当者が変わったり、係が変わりますと、誤解を生じたり、スムーズに行かなくなることが多々ございます。その点がないように、説明をきめ細かく進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	区民の方々で窓口にお見えになるのは、必ずしも頻繁にお見えになる方ばかりではございません。初めて来た方でもよくわかるように、また、もちろん何回かお見えになっている方でも、組織改正等があってもわかりやすいご案内ができるようにする等も含めて、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。
檜垣委員長	ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。よろしいですか。  (質疑・意見なし)
檜垣委員長	次に、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいですか。  (質疑・意見なし)
檜垣委員長	それでは、次に、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますか。第105号議案、21ページ。
森岡委員	委員長
檜垣委員長	森岡委員
森岡委員	こういう条例を改正する条例で、金額が表示にされると、どうしてもふえた感覚が、数字がふえますよね。そうすると、内容は別として、何か負担がふえるという感じが、どうしても区民のほうから見ると、そういう形に見えてしまいます。収入と財源との問題でこういう形になったり、あと法律上こういうふうになってしまうのですけれども、その点、本当に説明をよくやっておかないと、誤解されて進んでいくと思います。その点よろしくお願ひしたいと思います。
学校支援課長	委員長
檜垣委員長	学校支援課長
学校支援課長	今回の一番大きな目的は、いわゆる保育料については応益負担から応能負担ということで、所得のある方からはそれなりに保育料をいただくというのが一番大きな目的とも

なっております。

今、委員からございましたように、実質的には、やはり最終的には歳入もふえます。いわゆる値上げという形になると思います。そういった中で軽減措置もとらせていただくわけがございますけれども、現在通園なさっている保護者の方には、直接、幼稚園に出向いてご説明の機会を設けたいと思っております。また来年度入園なさる保護者の方につきましても、機会を捉えて、希望する幼稚園のほうで説明会が開けないかどうか、今検討させていただいております。

いずれにしましても、何らかの形できちんと丁寧に、値上げについてのご理解をいただけるように、説明はさせていただきたいというふうに思っております。

檜垣委員長

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。

それでは檜垣からの、ひとつ希望といたしますか、意見なんですけれども。

幼稚園の保育料が若干上がるというようなことでございます。日ごろ、幼稚園や保育園に通うお子さん方の父兄の方々と話し合っていると、少子化対策ですとか、それから今後は幼小中一貫教育になっていって幼稚園も義務化されるのではないかと、という希望ですね。そういうことが多々、意見として聞かれます。

今回、月額保育料がこういうふうな改定になったということはわかるのですが、大きな流れとして、幼稚園の義務化ですとか、あるいは小学校と同じように無償化というのはどうなのでしょう。

学校支援課長

委員長

檜垣委員長

学校支援課長

学校支援課長

いわゆる幼児教育につきましても、国のほうでは義務教育化、また無償化について進めていくというふうに、話は出ているところでございます。具体的な今後のスケジュール等は、財源等の問題もありますので具体的にはなっておりませんが、今後そういった方向で進むものだというふうに認識しているところでございます。

檜垣委員長

わかりました。よろしく願いいたします。

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

次に、東京都北区立小学校における事故に関する和解について、ご質疑またはご意見はございますか。

森岡委員

委員長

檜垣委員長

森岡委員

森岡委員 私は東京都北区立小学校における事故に関する和解について、和解するのは仕方ないと思うにですが、和解の内容が例となり、今後の学校教育に何か影響があるか。また、そういうことが与えられるということが考えられるかどうか。区は、何かそういうことを考えてらっしゃるかどうかをお聞きしたいです。

教育指導課長 委員長

檜垣委員長 教育指導課長

教育指導課長 本件につきましては、重さ18.6キログラムの内蔵スピーカーを運ぶ中で発生した事故だというふうに認識しております。

学校の教育活動の中では、音楽会であるとか、学芸会であるとか、さまざまな行事がございまして、これに関しては準備段階、行事の準備や、また後片づけ等で、一定の重さのものを、教員だけではなく、例えば小学校であれば高学年の子どもたちと協力して準備したり、片づけたりするというのは、教育的な意味でも必要なことであると考えております。

しかしながら、今回、18.6キログラムのものを二人で持っている中で起きたことということで、一つは、余り大きな、今回のように重いものを持たせるにあたっては、指導する教員が十分注意喚起を図らなければいけない。場合によっては、18.6キログラムという重いものについては、教職員のほうで運ぶなど、やはり配慮が必要であったというふうに考えております。

また、重さだけではなくて、事前の、運ぶ前の指導を、学校のほうでは全体的な形でしているのですが、運ぶものが重い場合、個別の注意喚起というんでしょうか、そういったものが必要になってくるのではないかと。例えば、持つ位置ですとか、持ち方ですとか。または、どういう場所を通るかということも、これまでよりは、より詳細な注意喚起が必要になってくるのではないかと思います。

いずれにしても、余り細か過ぎる指導というのは、なかなか教育活動で教員が指導する上でなじまないものではあるかもしれませんが、今回こういった形で、判決という形ではなく和解にはなりましたが、裁判所のほうでこういった判断が行われたということは、重く受けとめなくてはならないというふうに考えております。そういった意味で、重いものを持たせる場合の教員の判断ですとか、また、もし持たせた場合は全体指導だけではなくて個別の指導、そういったところを今までよりも行っていく必要があるというふうに認識してございまして、このことについては校長会や副校長会、またはその他のさまざまな研修会等で、学校のほうにも今後注意喚起してまいりたいと考えております。

檜垣委員長 ほかにご意見、ご質疑はございますか。

今の事故の件なのですけれども、周年行事ですとか、研究発表会等でも、さまざまな道具ですとか機材があります。そのような中で管理監督するのは非常に大変だとは思

ます。例えば重量物だとか、そういうものは、見える化で赤紙を張るとか。子どもにも、指導する側にも、パッと示せるようなものを、何か対策としてできないのかなということのを少し考えました。今後ともご指導のほうをよろしくお願いいたします。

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第3、報告第71号、北区小中一貫校設置検討委員会報告書について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第71号につきまして、ご報告させていただきます。

おめくりいただきますと、北区小中一貫校設置検討委員会報告書についてということで、概要がございます。

ご案内のように、こちらにつきましては、北区基本計画2015、また北区教育ビジョン2015に、計画事業として定められているものでございます。学識経験者を含めました北区小中一貫校設置検討委員会を設置いたしまして、施設一体型の小中一貫校の設置について、検討を行ったものでございます。

今回、北区におけます小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について、基本的な考え方を整理し、報告書にまとめたものでございます。

検討経過でございますが、6回開催させていただいたものでございます。

別添としておつけしてございます、報告書のほうをごらんいただきたいと思います。

最初に、資料のほうをご説明させていただきたいと思っております。9ページまでお進みください。北区小中一貫校設置検討委員会設置要項がございます。

今ご説明したような趣旨で、第1条に設置ということでございます。

所掌事項でございますが、第2条でございますが、こちらは、委員会は次に掲げる事項を所掌するというので、(1)にございます、北区における施設一体型の小中一貫校の設置に関することを主な所掌事項と定めまして、以下、それぞれお示しのとおりの内容で、設置要綱を定めさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、10ページに、検討委員、事務局等をお示ししてご  
います。

11ページには、先ほどの日程をお示ししたものの具体的な検討内容等をお示しして  
ごいます。

12ページをお開きいただきますと、委員の方にも、基本的な言葉の定義とい  
いますか、わかりにくかった部分もごいますので、改めてこちらのほうで説明させてい  
た  
きます。上段、小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫校というふうに整理させてい  
た  
だいております。

小中連携教育ということで、それぞれさせていたでいるものを、一歩進めまし  
て、北区におきましては、学校ファミリーを中心にいたしました小中一貫教育を全校で  
行  
っているという状況でごいます。

こちらがそれぞれお示しの、ちょうど網かけをしている内容になります。

今回検討させていただきましたのは、右側の小中一貫校の、施設一体型というもの  
に  
ついての小中一貫校を検討させていただいたものでごいます。

何が違うかということでごいます、例えば学校の教育目標です。現在の学校ファ  
ミ  
リ  
ーを基盤といたしました小中一貫教育におきましては、それぞれの学校の教育目標  
が  
ごいます、これを施設一体型におきましては、小中一貫校におきましては同一の  
教  
育目標ということになります。

その下の教育課程につきましても、9年間にわたり一貫した教育課程が、現行6・3  
制  
ということの基本にしておりますが、6・3制とは限らない柔軟な対応が可能とい  
う  
ものでごいます。

また、その下の学校経営につきましても、小学校、中学校は、それぞれの経営とい  
う  
ものが現行の小中一貫教育の中身でごいます、お示しのとおり、一元的・一体的な  
学  
校経営ということで、一つの組織としての対応というものでごいます。

それから、一番下段の教職員についてでござい、それぞれの学校に籍を置いた  
ま  
ま、互いに連携協力して、児童・生徒の教育を行うというのが小中一貫教育でござ  
い  
ますが、小中一貫校におきましては、一つの学校の一員として児童・生徒の教育に当  
た  
るというものでごいます。

右側の上段に小中連携教育、それから今現在、北区で行っております学校ファミ  
リ  
ーを基盤とした小中一貫教育。それから下段は、小中一貫校ということでのイメ  
ー  
ジを  
図に  
させていただいたものを、お示ししてごいます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

1ページにつきましても、今ご説明させていただいたようなところと重なるかもし  
れ  
ませんが、北区におきましては学校ファミリー構想に基づきまして、サブファミ  
リ  
ーを  
基本にいたしました、学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を推進してきてお  
り  
まして、24年度からは全校で実施、推進しているものでごいます。

これに基づきまして、下段の(2)でござい、昨年度、北区小中一貫教育検証  
委  
員会というものを設けまして、これまでの取り組みについて検証したところでござ  
い  
ます。

1枚おめくりいただきますと、2ページ目でごいます。



そこで示されました視点が三つございます。最初の視点が、就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する。視点2、小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える。また、視点3といたしまして、小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置するというものでございます。

こちらの項目はそれぞれ大事でございますが、特に視点3の小中一貫校を設置するという項目に基づきまして、今回の具体的な検討を進めたというものでございます。

3ページ目でございます。

こちらの検討に当たりましての基本的な考え方でございます。(1)から(5)までの具体的な視点に立ちまして、基本的な考え方を整理したところでございます。

下段のほう、条件①②とございます。これを検討するに当たりましての大きな基本的な考え方でございます。まず通学区域について、こちらにつきましては、北区では地域の子どもは地域で育てるという考え方にに基づきまして、通学区域制度を採用しています。施設一体型小中一貫校についても、原則として既存の通学区域制度を適用するということを大前提としております。

それから、もう一つ、条件②でございます。こちらにつきましては、学校ファミリー構想の考え方、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園から成るサブファミリーを基盤として、小中一貫教育を推進してきたところでございますので、この枠組みを尊重しながら、学校ファミリー構想との調和も図っていくという条件でございます。

以下、先ほどお示しいたしました基本的な考え方(1)①、小中一貫教育に期待することということで、一貫校につきましては意思疎通ですとか情報の共有等が図りやすいということで、小学校、中学校の義務教育9年間について、一貫した教育目標の設定ですとか、一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることということで、一層、教育内容の充実を図ることで、中1ギャップの解消ですとか、子どもの発達早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを期待するというものでございます。

(1)②の学校規模につきましては、9年間にわたる学校生活において、人間関係の固定化が生じることのない学校規模とするという考え方が示されております。

また、基本的な考え方(2)①といたしまして、学年段階の区切りでございます。下から4行目ぐらいにございますように、9年間の教育目標の設定ですとか、9年間の系統性、連続性を確保した教育課程により、教育活動を行うことが必要であると考えているということでございます。これは先ほどご説明いたしましたように、6・3制というものに限らず、さまざまな対応も含めて可能だということを踏まえての内容となっております。

5ページにまいりまして、教科担任制でございます。現行でも一部におきましては、小学校においての音楽ですとか図工、教科担任制を導入しておりますが、これをさらに拡大して、教科担任制の実施を検討する。

また、(2)③の部活動につきましては、小学校高学年についても部活動への参加を検討する。

(2) ④学校行事の実施につきましては、いずれの行事についても、可能な限り小中合同での実施が望ましいというような内容となっております。

基本的な考え方(3)でございます。

教職員体制についてでございます。現在、新たに学校教育法で規定されました義務教育学校という制度ができております。ただ、関係法令と政省令等がまだ示されていない状況でございますので、この部分を現行の制度の中でということで、次の6ページにわたって、体制を検討するとすればということで、記述がございます。

相互乗り入れ等の実施体制の整備ですとか、教科担任制を導入するための職員配置の検討。その前段では、校長、副校長先生の体制等も、こちらに記述させていただいております。PTA活動につきましても、できる限り小中が合同で活動することを検討して、あわせてPTA活動も支援する環境整備についての検討をする。それから、地域との連携につきましても、地域と一体となった学校運営をさらに推進していくというものでございます。

基本的な考え方(4)、施設関係でございます。

施設一体型小中一貫校におきましては、9年間の一貫した教育活動に適した教育環境と、一貫した学校運営に適した施設環境を確保するというもので、次の②の敷地面積につきましても、十分な敷地面積を確保して、校舎、校庭、体育館等を効果的に配置できるような工夫を行う必要がある。

また、③の施設配置につきましても、児童・生徒がみずからの成長を実感できるような空間構成ですとか、教室環境の整備の工夫を行う必要があるというものでございます。

また、複合化についても検討していくということでございます。

(5) 施設一体型小中一貫校の設置に向けましては、まず義務教育学校、先ほども触れましたが、新たな仕組みとして学校教育法第1条に規定されました義務教育学校としての設置の検討も必要ではないかということでございます。その制度に基づいたさまざまな体制整備ですとか、そうした対応も検討していく必要があるのではないかとということでございます。

ただ、学校ファミリー構想との調和や地域住民等の意見も尊重しながら、改めて、さまざまな選択肢も含めた検討も、あわせて必要ではないかというような内容となっております。

最後、8ページでございます。

学校改築改修計画との関係でございます。施設一体型小中一貫校につきましては、あくまでも、先ほどご説明いたしましたように、北区における小中一貫教育の充実と発展を目指して、北区の小中一貫教育を牽引していくためのパイロット的な推進役としての設置をすべきであり、それぞれお示しいたしました(1)から(4)をもとに、その対象となる学校を選定すべきであるということでございます。

それに関しましては、北区立小中学校改築改修計画を26年3月に策定しておりますが、こちらとの整合性を図り、まだ改築計画の定められていない中学校を施設一体型小中一貫校の候補とすることが現実的な選択ではないかということでございます。

最後、設置に向けた準備態勢についてでございます。小中一貫校については、全国的

な規模におきましても、増加はしているものの、まだまだ多数派というところには至っておりませんし、北区については初めての取り組みということになります。十分に、いろいろな関係ですとか、学校関係はもとより、地域等の意見も踏まえながら、検討を進めていくべきであるという内容となっております。

先ほどの報告のほうの、A4のほうにお戻りください。

4の今後の予定でございます。

11月30日の文教委員会へ報告予定でございます。こちらの報告書を踏まえまして、アスタリスクにございますように、施設一体型の小中一貫校の設置につきまして、この基本的な考え方に基きまして、今後、具体的な対象校の選定を行っていくというものでございます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

資料を読ませていただいた点について、述べさせていただきたいと思います。

まず報告書についてです。改正された学校教育法に基づいて、北区も早速、小中一貫校を設置していこうという方向で検討委員会が設けられて、1年間話し合ってきたということでまとめていただいたわけですが、なぜそういうものをするかというところは、一貫教育の小中学校における教育の充実と発展を目指して、そして北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校を設置するというのが、一番基本というふうにとめました。

これらを読ませていただきますと、まだ今は検討段階だということもあってでしょうけれども、どうもハード面というのでしょうか、そういう面での説明が中心になっているというふうに思います。しかし、やはり究極的な目的は、そこで学ぶ児童・生徒全ての学力向上、ほか含めて、また保護者、地域の方々の連携等を地域としても高めていくというふうなことが大きな狙いになるのかなというふうに思っています。

ただ、それぞれの市区町村での受けとめ方というのは、それぞれの実態に応じて違いがあると思います。既にもう実施されている区もあるようではございますけれども、北区におきましては、私が今思いますのは、やはりパイロット校になる学校というのは、恐らく一生懸命、それに対する取り組みをやらなければならないし、また区としてもやっていくわけなので、成果を上げてもらうことは当然の役割だと思います。それをしていくと、ますますそこはよくなっていくだろう。なぜ、同じ一体化にして、校長先生も一人にし、教育目標も9年間同じにし、小中で一緒の目標にし、皆が一緒に進んでいくことでより効果が上がるのかということ、もう目に見えているような気がしています。

現在は離れた学校、分離型のサブファミリーばかりですけれども、それでも十分に教育成果を上げている学校等があるわけです。ましてや、このパイロット校になると、ま

すますということで、いわゆる区内における極端な、何というのでしょうか、格差がますます広がっていくような気がしてならないんです。やっている間に、低い部分にいるところがますます置いていかれるというふうなところが、非常に私は気になります。

過去、教育長先生も定例でお話されていますが、5年間の学力テストの推移を見ていくと、いろんなところが見えてくるということで、それを見ますと、あるサブファミリーの非常に低い部分というか、格差があるというのもわかってくるかなと思っています。私は、同施設型、施設一体型の小中一貫校をつくるという方向性になっていますので、そうするともう学校も限られてくると思いますが、もし施設分離型でそういうことができるのであれば、そういうところを慎重に、私は選定してもらいたいなという希望があります。

学校を選ぶときに、十分にそのあたりも考慮していただけたらありがたいなということです。そのことと、いわゆる低いところにあるのを高くしていくことは、また別かもしれません。それはそれで、当然やっていかなければならない取り組みかもしれないのですけれども、非常にそのところが気になることです。

それと、これからは協議会を設置するというので、より中身について話し合っていくことになるかと思っています。今回の報告書だけ拝見しますと、教員の人事だとか教員については述べられておりますけれども、子どもにとって、とても大切な、いわゆる遊び等について、遊びの場というか、それらをどのように保障していくんだらうかなということなども、非常に懸念される場所だなというふうに思いました。放課後の遊びだとか、一体型で共有するとなると、子どもたちはどのようになっていくんだらうということで。それは先の協議会で話されることなのかもしれません。

ただ、よいことだからということで、北区も進めようという取り組みについては、非常に私は敬意を表したいと思っていますが、いわゆる格差をなくしていくことも考えながら、進めていっていただけたらありがたいなというふうに思っています。

尋ねたいこともたくさんありますが、まだ先のことだなとも思います。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

いろいろなご意見ありがとうございました。

実は、検討委員会の中でも、先ほどメンバーを見ていただきましたが、学校の校長先生たちにも入っていただいています。その中でどのようなものを目指すのかという率直な意見といたしまして、この報告書の中には、なかなか個々のご意見というのが盛り込みにくかった部分もございますが、やはりパイロット的な役割をつくる学校を設置するのであれば、一体型の施設、一体型の学校をつくるのであれば、いいものをつくりましょうと。いいものをつくった形で、そこが一つのパイロット的な役割を果たすという意味合いですから、それぞれのファミリーのほかのところにもどんどんおろしていただけて、それぞれが高まっていけるような形にしましょうという、非常に前向きなご意見もいただいたところでございました。

現状の中でも、残念ながらと申しますか、解消に向けていろいろ努力しているところでございますが、現実には、全く同一の水準になっているような状況ではございませんので、それをどうやって埋めていったらいいのか、高めていったらいいのかというような課題も、もちろんございます。今お話がありましたような、分離型の部分についても検討すべきではないかというようなご意見もございましたので、7ページの下段のところにも記述させていただいています。

また、遊びの場ということで、今、森下委員からもございましたが、そのほかにも、さらに具体的な検討を進めていく中では、もっと詰めていかなければならない項目があると思っています。それは今後さらに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

本当にありがとうございます。

檜垣委員長

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。  
次に、日程第4、報告第72号、(仮称)赤羽体育館の指定管理者制度導入について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

檜垣委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは報告第72号、(仮称)赤羽体育館の指定管理者制度について、ご報告させていただきます。

恐れ入ります、1枚お開きいただきまして、教育委員会資料(仮称)赤羽体育館の指定管理者制度導入についてをごらんください。

まず、要旨でございます。

(仮称)赤羽体育館につきましては、現在は建設が進んでございまして、鉄骨が建ち上がっております。1階フロア等がもうでき上がっている状況でございます。

そういった中、平成29年4月から開設、運営を目指して準備を進めているところでございますが、多様化しております施設利用者のニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、施設の指定管理者導入方針にのっとりまして、指定管理者制度を導入して、サービスの向上及び経費の削減を図っていくというものでございます。

次に、(仮称)赤羽体育館の概要でございます。建物の概要、それから(2)施設の概要。(3)アリーナの概要はお示しのとおりでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

公立体育施設におけます指定管理者制度の導入状況でございますが、豊島北スポーツ多目的広場を除きました、お示しの施設のほうで指定管理者を導入してございます。現在、四つの事業者において、指定管理を進めているところでございます。

4番の今後の予定でございます。

平成27年11月30日、文教委員会に報告をさせていただいた後、下旬には要綱を設置いたしまして、今年度中に選定委員会を実施していきたいと考えてございます。

平成29年4月1日の運営開始に向けまして、準備を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、本件に対する報告は終了いたします。

次に、日程第5、報告第73号、北区青少年委員の推薦依頼について、及び日程第6、報告第74号、北区スポーツ推進委員の推薦依頼及び公募について、一括して事務局から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

檜垣委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、報告第73号と74号を続けてご報告させていただきます。北区青少年委員の推薦依頼についてということで、資料のほうをおめくりください。まず、要旨でございます。

北区青少年委員につきましては、東京都北区青少年委員の設置に関する規則に基づきまして、教育委員会が委嘱しているものでございます。このたび、平成28年3月31日をもって任期満了となります。次期の青少年委員の選任を行いますために、青少年委員につきましては、各地区のコーディネーター役として広く活動いただいているところもございますので、青少年各地区委員会、青少年団体連合会、北区男女共同参画推進ネットワーク、北区立小学校長会、北区立中学校長会に推薦を依頼するものでございます。

2の現況でございます。

現在の北区青少年委員の定数につきましては64名、これは変わらないものでございますが、現在は、1名欠員となっております。今期、現在の青少年委員の選出内容及び推薦予定の人数をそこにお示ししてございます。

3番の今後の予定でございます。

1 2月上旬に推薦依頼を行いまして、来年3月中旬に選任の決定、4月上旬に委嘱を行う予定でございます。

続きまして、報告第74号、北区スポーツ推進委員の推薦依頼及び公募について、ご説明させていただきます。

まず、お開きいただきまして、1、要旨でございます。

北区スポーツ推進委員は、地域スポーツ及び生涯スポーツの推進のため、東京都北区スポーツ推進委員に関する規則に基づき、教育委員会が委嘱してございます。こちらにつきましても、このたび、3月31日をもちまして任期満了となります。地域のつながりを密接にする必要があることから、青少年地区委員会、小・中学校体育会、小・中学校PTA連合会、体育協会に推薦依頼をするものでございます。また、公募による選考もございまして、そちらの選考も、あわせて実施するというものでございます。

2、現況でございます。

現在の北区スポーツ推進委員の定数と、現員でございます。次の期に推薦及び公募の人数の予定につきまして、下にお示ししてございます。

今後の予定でございます。

1 2月上旬に推薦の依頼をお願いしまして、1 2月20日号の北区ニュース、北区公式ホームページ等で公募のご案内をする予定でございます。3月中旬に選任の決定を行いまして、4月上旬に同じく委嘱を行う予定でございます。

私からは以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

北区スポーツ推進委員の件について、お聞きしたいと思います。

現在、定数が56名の中で現員が48名ということで、8名、定数より少ないという形になっています。その多くは、(1)の青少年地区委員会の選出で各地区2名ずつ、38名のところで26名しか出ていないというのが大きな原因だろうというふうに思います。そういう中で、各地区から一人も出ていない地域というのが、一つか二つ、あったような気がしたのですが、最低でも一人は出ているのでしょうか。

スポーツ施策  
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策  
推進担当課長

スポーツ推進委員に関する事務に関しましては、スポーツ施策推進担当課長の部署でも、生涯学習・スポーツ振興課と連携をとりまして、事務を進めさせていただいていま

すので、私のほうからお答えさせていただきます。

推薦が上がってこない地区も、やはり何地区かございます。そのような状況でございます。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

そういうところがあるということは承知して、お話ししたのですが。そういう中で、やはり地域と連携しながらスポーツの振興を図っていかなければならいということで、何とかならないものか。

それと、やはり地区委員会の会長の中から、スポーツ推進委員が何をやっているのか、全くわからないというようなお話もいただいております。

私はスポーツ推進委員が一生懸命いろんなところで活躍しています。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツを通じて北区が活性化して欲しいと思っています。スポーツ推進委員が地域で活躍できる状況を作っていってほしいと思います。

檜垣委員長

ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。

森岡委員

委員長

檜垣委員長

森岡委員

森岡委員

今の加藤委員の北区スポーツ推進委員の件なのですが、北区でこういう活動を進めていくには、北区スポーツ推進委員の位置づけがとても大事だと思います。私は以前から感じているのですが、位置づけが大変弱くなっているというか、スポーツ推進委員という名前をもらっていても、役割に関して、すごく希薄な方たちが結構いらっしゃるなというのを感じています。

どうしてそのようになったかというのを、突き詰めていって、直していかなければいけないのかなというふうに思います。今は大変忙しいですから、昔と同じような形でスポーツ推進委員をやっていくというのが大変きつくなっているというふうな感じもございます。できましたら、原因を把握していただいて、活躍できる北区のスポーツ推進委員をつくり上げていってほしいと思っております。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

檜垣委員長

生涯学習・スポーツ振興課長



生涯学習・スポーツ振興課長	<p>加藤委員、それから森岡委員からご指摘いただいた部分もあわせまして、報告させていただきます。</p> <p>スポーツ推進委員の委嘱につきましては、青少年地区委員会の会長の集まりの中で詳しくご説明させていただきまして、資格ですとか職務の内容、主な活動内容、そういったものを説明してまいりたいと思っております。また、例えば欠席されるような地区委員会の方には、個別にも説明して、その意義等をしっかりご説明していきたいと思えます。</p> <p>そういった中で、地域からのスポーツ振興が重要だというご指摘もございました。そういった活動をする基盤の部分につきましても、スポーツ関係として整備をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった取り組みを進めていきたいと思えます。</p> <p>もう一つ、委員の活動が希薄になっているのではないかとこの部分でございますが、地域における活動の内容をしっかりと説明していく中で、委員の皆様にともしっかりそれを認識してもらおうと同時に、関係するスポーツ関係の団体ですとか、そういったところにもPRしていきたいというふうに考えてございます。具体的な取り組みについてはこれからになりますけれども、そのあたりは十分に組み込んでまいりたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
檜垣委員長	ほかにご質疑、またはご意見はございませんか。
嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	<p>青少年委員に関しては、定数に満たない場合は教育委員会からの推薦により補うとあるので、必ず定数いなければいけないと思ったのですが、スポーツ推進委員に関しましては、特にそういったことはありませんので、定数に満たなくてもいいということなのでしょうか。</p>
スポーツ施策推進担当課長	委員長
檜垣委員長	スポーツ施策推進担当課長
スポーツ施策推進担当課長	<p>スポーツ推進委員に関しましては、定員に満たなくても現員の方で対応していくというふうになっております。</p>
嶋谷委員	わかりました。ありがとうございます。

檜垣委員長	ご質疑、ご意見がないようですので、本件に対する報告は終了いたします。 次に、日程第7、報告第75号、障害者スポーツ交流イベントについて、事務局から説明をお願いいたします。
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	委員長
檜垣委員長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	<p>それでは、報告第75号のお開きをお願いいたします。</p> <p>2020年を見据えまして、さらに障害者スポーツの理解促進に向けまして、障害者週間でございます12月に、2番にお示しの三つの事業を開催するものでございます。</p> <p>まず一つ目でございます。ダンスで心のバリアフリーをというチラシをごらんいただきたいと存じます。</p> <p>奈佐誠司さんという、車椅子ダンスの日本における第一人者の方がおります。最近、車椅子ダンスは非常に注目されておりまして、障害者スポーツとしての認知度も高まっているところでございます。奈佐さんという方は、テレビ等のメディアで、今大変に、紹介されている方でございます。この方をお招きいたしまして、ダンスのパフォーマンス、それから講演等を行っていただく、そういったイベントを実施するものでございます。</p> <p>もう1枚チラシがございます。ハートスポーツフェスタと書いてございます。主催、東京都障害者総合スポーツセンター、北区教育委員会の共催で行うものでございます。</p> <p>写真で紹介させていただいたとおりの種目、内容をご紹介しまして、健常者と、それから障害のある方がともに楽しんでいただく、体験していただく、そのようなイベントでございます。</p> <p>それから、資料を、恐れ入りますがお戻りいただきまして、(3)北区テニスフェスティバルでございます。こちらのほうはまだチラシが作成できておりませんので、こちらの資料でご説明いたします。</p> <p>12月20日でございます。浮間のテニスコートで、昨年、国枝慎吾選手をお招きいたしまして、一日実施してまいりました。今年もお願いしたところですが、大変スケジュールが立て込んでいるというようなお話をいただきまして、国枝選手と一緒にダブルスを組んでいた齋田悟司選手、こちらにお示しのとおり、アテネのパラリンピックの金メダリストでございます。お招きいたしまして、一日、障害のある方もない方も、ともに楽しめるテニスフェスティバルを実施するものでございます。</p> <p>なお、昨日開催予定でございました知的障害者のサッカー教室でございますが、朝から雨天のために、中止となりました。今後につきましては、できましたら3月に延期いたしまして実施したいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>

檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に、日程第8、報告第76号、後援・共済事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	<p>後援・共済事業に関する報告、第76号でございます。</p> <p>1ページでございますが、今回、名義使用承認報告4件と、事業実績報告3件ございます。</p> <p>まず1番、東京春のコーラスコンテスト2016ということで、お示しのとおりで実施予定でございます。</p> <p>2番目が、コンクリートの日体験まつり！2015ということで、お示しのとおりでございます。</p> <p>1枚おめくりいただきますと、3番、たのしい授業フェスティバル。仮説実験授業研究会でございます。お示しのとおりでございます。</p> <p>また、4番、こちらは成人式関係でございますが、平成28年成人式アトラクション及び新成人の集いということで、北区青少年委員会の主催で行われる予定です。</p> <p>事業実績報告につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。</p> <p>ひとつ参考までに、わかればお答えいただきたいのですが、2番目のコンクリートの日体験まつり！ですけれども、これはどのような内容で、あとどのぐらいの人たちが集まるとか。前年度の実績とか、わかりますでしょうか。</p>
学校地域連携担当課長	委員長
檜垣委員長	学校地域連携担当課長
学校地域連携担当課長	<p>こちらのほうですが、11月14日に開催されたものでございますが、ここ3年ぐらいいやっています。コンクリートのミキサー車を持ってきて、手形をつくったりとか、そういったものを行っています。生コンクリートにさわってみようとか、コンクリートミ</p>

キサー車に乗って写真を撮ろうとか、あと、鉄筋コンクリートの構造って何というよう  
な、学習的なものやっております。免震構造のマンションの見学会なども、体験コー  
ナーとしてやっているものでございます。

今年は、参加人数は600人程度と、過去の実績から報告をいただいているところで  
ございます。

以上でございます。

檜垣委員長

ありがとうございます。  
ほかにご質疑、ご意見は。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

3番目の、たのしい授業フェスティバルについてです。昨年もお質問したと思うので  
すが、昨年度の実績でどのぐらいの参加者がいらっしやったかとか、わかるようでした  
ら教えていただきたいと思っておりますと、北とびあということですが、北とびあの小さな  
研修室とかを幾つかお借りになって、こういうことをなさるのか。そのあたりはわかり  
ますでしょうか。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

まず、人数ですけれども、教員、一般、学生等を合わせて、400名程度の参加とい  
うふう聞いております。

それから場所についてでございますが、場所については、さまざまな授業の講座をす  
るということで、7階、8階、9階の研修室、会議室等、計17室を使うということ。  
あと、楽しい授業ということで、さまざまな教材の見本市が行われます。また、ものづ  
くり等も紹介されるのですが、それにつきましては地下1階の展示ホール等で行われる  
ということでございます。また、講演会につきましては、飛鳥ホールを使用すると聞い  
ております。

森下委員

わかりました。

檜垣委員長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程、全てを終了いたしました。  
これをもちまして、平成27年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。